

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	札幌市教育文化会館展示スペース設置監修・調整業務
発注課	市民文化局文化部文化振興課
選定事業者	株式会社石本建築事務所 札幌オフィス
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>札幌市教育文化会館では、令和6年度中に2階喫茶スペースを改装し、令和7年4月から芸術作品の展示スペースとして開設する予定である。</p> <p>展示スペース設置に必要な各種の図面や仕様書については、実施済の検討業務にて作成したところであるが、本業務は、実際に展示スペースの設置を行う間、図面や仕様書に基づき適切な設置が行われているか確認することや、工程の検討、各種調整を行うものである。</p> <p>展示スペースの設置は、令和6年12月から令和7年3月の短期間で確実に実施する必要があるほか、2階喫茶スペースは、展示スペースへの改装を念頭に置いて消防設備を一時撤去していることから、その復旧も確実に実施する必要がある。</p> <p>これらの条件を満たしながら、図面・仕様書どおりに設置が進むよう監修・調整を適切かつ効率的に実施できる者は、実施済の検討業務を受託して、現状や設置内容を熟知している上記業者以外にないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特定者を相手方とする随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ウ）（ア～オのいずれかを記入）